

プロテスト委員会から選手と監督・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し、かつ免罪されない場合には、抗議されたか否かにかかわらず、適切なペナルティーまたは行動(リタイアや『レース後ペナルティー』の履行、裁量ペナルティーの対象規則に違反したことの報告の場合もあります。)をとってください。
 - リタイアする場合には、帆走指示書の規定に従ってください。
 - 『レース後ペナルティー』を履行する場合には、RRS 付則 T1 に従ってください。
 - 違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、RRS64.6 に従ってください。
- 他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。プロテスト委員会が艇を抗議をすることもありますが、「ジャッジも見ていたのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです(World Sailing ケース 39 参照。)

なお、RRS2(公正な帆走)の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が艇を抗議することもあります(RRS69 に基づいてそれ以上の処置がとられることもあります。)。そのような違反としては、例えば:

- a. 意図的に規則違反する。
- b. 規則に違反し、かつ免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c. 裁量ペナルティーの対象規則に違反したことを知りながら、報告しない。
- d. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇(競技者)を威嚇する。
- e. 相手をだまして有利を得ようとする。
- f. 損傷や傷害を引き起こす、または引き起こす可能性の高い、無謀な操船。

2. 支援艇と外部の援助

支援艇の代表者とドライバは、レース公示および帆走指示書の規定を注意深く読んでください。支援者が規則に違反した場合、艇にもペナルティーが課されることがあります(RRS64.5(b))。

RRS41(外部の援助)は、その艇の準備信号から適用されます(第 4 章前文、定義「レース中」)。準備信号後に、艇が支援艇等から指導や助言を得たり、装備や衣類、食料等の受け渡しを行ったりすると RRS41 に違反することになります。RRS41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

3. 推進方法 - RRS42 と付則P

World Sailing Rule42 Interpretation(RRS42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は、以下のホームページからダウンロードできます:

JSAF ルール委員会ホームページ <https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule>

RRS 付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます。

- a. 1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、1 回のタックと 1 回のジャイブを含む回転を同一方向に連続して必要な数だけ速やかに行わなければなりません(RRS44.2、付則 P2.1)。
- b. 今大会中、2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません(RRS 付則 P2.2、付則 P2.3)。
- c. 課されたペナルティーがリタイアの場合でも、その後レースが、延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます(RRS 付則 P3)。
- d. ジャッジは、艇の RRS42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。それが1回目のペナルティーの場合には、艇は、回転ペナルティーを履行後、フィニッシュ・ラインのコース・サイドに艇体が完全に戻った後に、もう一度フィニッシュする必要があります(RRS44.2)。
- e. プロテスト委員会船は通常は引き波の影響をレース艇に与えないように操船します。ただし、乗艇しているジャッジが黄色旗を高く掲げているときは、RRS42 違反をした艇に近づこうとしています。引き波の影響を与えてしまうことがあるかもしれませんが、艇に早くペナルティーを伝えるためですのでご理解ください。

SAIL HIROSHIMA 2022
モスプリングレガッタ 2022

- f. RRS 付則 P に基づくジャッジの処置に対する救済要求は、RRS 付則 P4 に基づき厳しく制限されています。与えられる場合でも、その救済には回転ペナルティーを履行したことによるロスは、多くの場合、考慮されません。

RRS 付則 P に基づくペナルティーを課された場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。説明を受ける場合、監督やコーチを伴うこともできます。

4. 審問のオブザーバ

新型コロナウイルス感染症対策も考慮した上で、ジャッジが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。オブザーバは、審問開始予定時刻までにプロテスト委員会へ傍聴を希望する旨を申し出てください。審問開始後のオブザーバの入室は認められません。

5. 調停と『レース後ペナルティー』

今大会では、RRS 付則 T (調停) が適用されます (モスプリングレガッタを除く。)。競技者が、レース中に自らの違反に気付かず回転ペナルティーを履行できなかった場合、レース後に監督やコーチと相談するなどして違反に気付くことができれば、抗議されたか否かにかかわらず審問前であればいつでも、調停員またはプロテスト委員会メンバーに申し出るにより、『レース後ペナルティー』を履行することができます。『レース後ペナルティー』は、RRS44.3(c)に記載されたとおりに計算する 30% の得点ペナルティーです。

6. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は、公式掲示されます。必ず掲示を見てください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、判決を行うことがあります (RRS63.3(b))。

7. 審問での証言と RRS69

審問で嘘をついたり、騙したり (真実を証言しないことも含む。) すると、RRS69 (不正行為) に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

8. OCS, ZFP, UFD または BFD と記録されたことに対する救済要求

OCS, ZFP, UFD または BFD と記録された艇が、レース委員会の誤りを主張して RRS62.1(a) に基づき救済要求することがありますが、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。

例えば、OCS, ZFP, UFD または BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時 (あるいはその 1 分前から) のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

9. ビデオ映像等の証拠

審問においてビデオ映像等を再生するのに必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行ってください。当審問における、全ての当事者とジャッジが同時に見ることができる再生機器を用意してください。

10. 審問の再開

当事者が審問の再開を要求した場合、以下の 2 つの場合に限り、審問を再開します (RRS 付則 M4)。

- 判決を変更させるかもしれない重要な新しい証拠がある。
- プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問でも示すことができたはずの証拠 (例えば証人による証言) は、新しい証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変更させるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません (World Sailing ケース 115 参照。)。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

11. プロテスト委員会への質問

選手や監督・コーチは、規則 (レース公示や帆走指示書を含む。) の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員会に質問することができます。質問は書面でプロテスト委員会事務局に提出してください。全選手への公平性のために、質問と回答は文書で掲示して公開します。(名前等の個人が特定される情報は公開しません。)

2022 年 5 月 20 日
プロテスト委員長 藤井 裕文